



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

## 西日本豪雨(平成30年7月豪雨)に対する支援活動 「災害支援ナース」延べ 1,427 人を派遣

西日本における豪雨災害で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

公益社団法人日本看護協会(会長:福井トシ子、会員73万人)は、豪雨災害直後から岡山県、広島県、愛媛県の各県看護協会をはじめとする被災地域の各府県看護協会と連携して対応にあたってきました。岡山県・愛媛県では7月11日より、広島県では12日より「災害支援ナース」の県内派遣(災害対応区分レベル1)を開始し、避難所での看護活動\*を行いました。

岡山県・広島県については、近隣県派遣(災害対応区分レベル2)を実施しました。7月12日、岡山県への対応をレベル2に切り替え、香川県・大阪府・兵庫県の3府県看護協会から延べ152人の災害支援ナースを派遣。7月15~30日まで倉敷市・総社市の避難所5カ所で看護活動を行いました。

8月2日には、広島県への対応をレベル2に切り替え、福岡県・山口県・徳島県の3県看護協会から延べ184人の災害支援ナースを派遣。8月2~23日まで呉市、坂町、熊野町の避難所5カ所で看護活動を行いました。

※避難所における被災住民の健康管理やこころのケアなどの実施



被災住民の健康状態を確認する災害支援ナース(広島県)

### ■ 「災害支援ナース」派遣概要

	派遣先	派遣元	派遣調整	派遣期間	延べ人数
県内派遣	岡山県	岡山県看護協会		7月11日~8月14日	262人
	広島県	広島県看護協会		7月12日~8月31日	519人
	愛媛県	愛媛県看護協会		7月11日~8月31日	310人
近隣県派遣	岡山県	香川県看護協会	日本看護協会	7月15日~30日	152人
		大阪府看護協会		7月15日~30日	
		兵庫県看護協会		7月18日~30日	
	広島県	福岡県看護協会	日本看護協会	8月2日~17日	184人
		山口県看護協会		8月5日~23日	
		徳島県看護協会		8月11日~17日	

## ■「災害支援ナース」とは

看護職能団体の一員として、被災した看護職の心身の負担を軽減し支えるよう努めるとともに、被災者が健康レベルを維持できるように、被災地で適切な医療・看護を提供する役割を担う看護職。都道府県看護協会に登録されています。阪神淡路大震災の後、大規模災害に対応するために本会内で仕組みが検討され、現在の災害支援ナースの体制が構築されました。2017年3月時点で、9,345人が登録しており、過去には東日本大震災（11年3月）、広島市豪雨土砂災害（14年8月）、茨城県豪雨災害（15年9月）、平成28年熊本地震（16年4月）、九州北部豪雨（17年7月）などへの派遣実績があります。

## ■「災害支援ナース」の派遣の仕組み

大規模自然災害発生時には、災害の規模などに応じて「レベル1・2・3」に区分し、災害レベルごとに定められた方法で、本会または災害が発生した都道府県看護協会が協定書に基づき「災害支援ナース」の派遣調整を行っています。

災害対応区分	災害支援ナースを派遣する看護協会	派遣調整
レベル1（単独支援対応） 被災県看護協会のみで看護支援活動が可能な場合	被災県看護協会	被災県看護協会
レベル2（近隣支援対応） 被災県看護協会のみでは困難または不十分であり、近隣県看護協会からの支援が必要な場合	被災県看護協会および近隣県看護協会	日本看護協会
レベル3（広域支援対応） 被災県看護協会および近隣県看護協会のみでは困難または不十分であり、活動の長期化が見込まれる場合	全国の都道府県看護協会	日本看護協会

## ■「災害支援ナース」の要件

「災害支援ナース」に登録するための要件は、以下の通りです。

- 都道府県看護協会の会員であること
- 実務経験年数が5年以上であること
- 所属施設がある場合には、登録に関する所属長の承諾があること
- 災害支援ナース養成のための研修を受講していること

また「災害支援ナース」として登録する際に望ましい条件は、以下の通りです。

- 定期的（1年に1回程度）に本会または都道府県看護協会で開催する災害看護研修もしくは合同防災訓練への参加が可能
- 災害看護支援活動も補償の対象に含まれる賠償責任保険制度に加入している
- 帰還後に都道府県看護協会が主催する報告会・交流会などへの参加が可能